

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	奥地区 (奥)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

奥地区では、いきいき農地バンクのモデル地区となり、地域の農地を将来にわたり活用・保全できるように、集落合意のもと、地域の活用すべき農地(南東部の土地改良地区)の大部分を農地バンク(農地中間管理機構)利用し、担い手に貸付けを行い、担い手と奥集落とがそれぞれの役割を担いながら、地域全体で農地の有効活用を図っている。

しかし、対象外地域の農地については、大型機械の使用が出ないことと山間部の水路確保が困難であること、また、集落全体の高齢化が進み、農地の維持管理が難しい状況となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

貸出し農地については、担い手(大型農家)に生産作物は全て一任する。農地所有者は、担い手(大型農家)の生産活動に対し協力支援する。(農地所有者は、担い手(大型農家)の生産活動に対し協力支援する。これらを明確化した協定書を更新)

対象外地域の維持、活性化の観点から、区域内で果樹園等の就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の区域を、保全・管理の行う区域とする。

また、住宅地の周辺にある農地(含む、かい廃の農地)も、草刈り等の保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在、地域内農地の約77%を集約化している。 農地所有者が高齢化となっており、近い将来に貸付を希望している農地が1.44haある。残りの自己管理されている農地は、担い手(大型農家)の大型機械が使用できないことで、農地所有者の自己保全(畑作等)となる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
いきいき農地バンクのモデル地区となり、奥集落として農地中間管理機構・上郡町と担い手の窓口となり、農地所有者の代行することで、現状の集約化を継続していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約50年が経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業等への取組みについて、定期的に協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では3名の認定農業者が区域の農地の約75%を耕作している。 今後、区域内で果樹園等の就農の希望者がある場合は、奥集落が担い手・上郡町と協議し、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。なお、農地貸出しについては、農地中間管理機構を利用する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める中で、将来的にはJA協力により地域でドローン等スマート機械を活用した作業低減をめざす。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山際には集落囲みの獣害防止柵を設置している。獣害防止策は、定期的に点検・補修を行う。箱罾の設置と猟友会による定期的な獣害駆除を行い、獣害防止に取り組む。
- ②JA兵庫西と連携し、出来る限り減農薬につとめ、安全で品質の良い農作物の生産を目指す。
- ⑦担い手と集落との役割分担をし、農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。